

○雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

平成17年10月11日

告示第55号

(趣旨)

第1条 市内の各家庭等から発生する生ごみの堆肥化処理を奨励し推進することにより、ごみの減量化、資源化を図るとともに、市民のごみ問題に対する関心を高めるため、生ごみ処理機器等（以下「処理機器等」という。）を購入する者に対し雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「処理機器等」とは、微生物等による発酵、分解を利用して生ごみを堆肥化、容積を減少させる容器（以下「処理容器」という。）、機械（以下「処理機」という。）及びダンボールでできた容器（以下「ダンボールコンポスト」という。）で、生ごみを処理する製品をいう。

(補助の対象及び条件)

第3条 補助金交付の対象となる者は、住民登録がなされている世帯（生計同一と認められる世帯を含む。以下「世帯」という。）とする。

2 補助金交付の対象となる処理機器等（資材付きを含む。以下同じ。）の数量は、処理容器については1世帯につき2個まで、処理機については1世帯につき1台まで、ダンボールコンポストについては1世帯につき年間2セットまでとする。

3 規則第4条第2項による条件は、次のとおりとする。

(1) 処理機器等により堆肥化されたごみは、設置者自ら処理すること。

(2) 購入した処理機器等は、常に良好な状態で保持し、周囲に迷惑を及ぼさないように維持管理し、ごみの減量化に努めること。

(補助金の交付制限)

第3条の2 申請者に雲仙市税（国保税を含む。以下同じ。）の滞納がある場合又は転入直後で雲仙市税が課税されていない申請者に前住所地の市区町村税（国保税を含む。以下同じ。）の滞納がある場合は、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき補助金の交付を制限する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、処理機器等の購入に要する費用の2分の1以内の額とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、処理容器については1個につき5,000円、処理機については1台につき40,000円、ダンボールコンポストについては1セットにつき1,000円を限度とする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条ただし書の規定により省略するものとし、同条第4号の規定により添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 処理機器等の仕様書又は種類、形状、性能等が確認できる資料及び見積書又は購入価格が確認できる資料
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 申請者に係る雲仙市税の滞納がない証明書（転入直後の申請者の場合は前住所地の市区町村税の滞納がない証明書）。ただし、雲仙市税の滞納がないことを税担当課に照会することに同意した場合は、雲仙市税の滞納がない証明書の提出は不要とし、滞納がない誓約書及び同意書を提出すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、規則第4条の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては生ごみ処理機器等購入費補助金交付決定通知書（様式第1号）を、交付しないと決定した者に対しては生ごみ処理機器等購入費補助金不交付通知書（様式第2号）を、それぞれ通知する。

- 2 前項の補助金交付決定通知書は、規則第18条の規定により、規則第5条に規定する様式の特例として定めるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の規定により、補助事業完了後1箇月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、生ごみ処理機器等購入費補助金実績報告書（様式第3号）に同条第3号の規定により次の書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、同条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

- (1) 処理機器等購入領収書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告書は、規則第18条の規定により、規則第9条に規定する様式の特例として定めるものとする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 補助金の額の確定通知は、生ごみ処理機器等購入費補助金交付額確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 前項の確定通知書は、規則第18条の規定により、規則第10条に規定する様式の特例として定めるものとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第10条の規定による通知を受けた者は、補助金等の交付を受けようとするときは、雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付請求書は、規則第18条の規定により、規則第12条第1項に規定する様式の特例として定めるものとする。

(補助金等の交付手続の特例)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則第17条の規定により、規則第3条、第5条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、当該各条の手続を省略してこの補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第12条に定める補助金等交付請求書に処理機器等購入領収書を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の吾妻町生ごみ堆肥化容器購入補助金交付要綱（平成7年吾妻町要綱第2号）若しくは南串山町美しい町づくり推進事業補助金交付要綱（平成3年南串山町要綱第6―1号）の規定又は国見町生ごみ処理機器等購入費補助金制度若しくは瑞穂町生ごみ処理機器等購入費補助金制度（次項においてこれらを「合併前の要綱等」という。）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示は、平成18年度から適用し、平成17年度までは、なお合併前の要綱等の例による。

附 則（平成23年3月14日告示第16号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月31日告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第29号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日告示第149号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月1日告示第75号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

第 号

年度生ごみ処理機器等購入費補助金交付決定通知書

(申請者)
住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金の交付については、雲仙市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第5条の規定により通知する。

年 月 日

雲仙市長

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付決定の内容

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号

年度生ごみ処理機器等購入費補助金不交付通知書

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金については、下記により不交付とする。

年 月 日

雲仙市長

記

(理由)

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

雲仙市長 様

(申請者)
住 所
氏 名

年度生ごみ処理機器等購入費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金について、雲仙市補助金等交付規則第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

(関係書類)

- (1) 処理機器等購入領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号(第 8 条関係)

第 号

年度生ごみ処理機器等購入費補助金交付額確定通知書

(申請者)
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした 年度雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金については、雲仙市補助金等交付規則第10条の規定により次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

雲仙市長

記

- 1 交付決定額
- 円
- 2 交付確定額
- 円

様式第5号（第9条関係）

年度雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金交付請求書

一金

四也

年 月 日付 第 号で確定の通知があった 年度雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金を上記のとおり交付されるよう、雲仙市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱第9条の規定により、請求します。

年 月 日

雲仙市長 様

請求者

住所 雲仙市

氏 名



振 込 先								
金融機関	農協 銀行				支所 支店			
口座番号	普・当							
フリガナ								
口座名義								

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)